

別表

評価の別	評価の観点	確認内容	判断基準
プロセス評価	対象利用者の状況及び目標に基づき、対象利用者の自立支援・重度化防止に資するサービスが取組期間を通じて適切に提供されているか。また、提供する体制が整えられているか。	第5条第1項第3号に定める訪問介護計画の写し	参加事業者が対象利用者の自立支援・重度化防止を目的として提供していると申し出たサービスについて、実際に対象利用者の自立支援・重度化防止に資するものとなっていること
		定例会議の開催の証跡	訪問介護計画に基づくサービスの提供状況、提供されたサービスによる対象利用者の身体状況の変化等を対象事業所の関係職員間で共有し、かつ、対象利用者の自立支援・重度化防止に向けた課題の検討、及び必要に応じた提供サービス内容の見直しが行なわれていること
		対象利用者を担当するホームヘルパーの研修受講の証跡	対象利用者を担当するヘルパーが資質向上に繋がる研修を受講していること
アウトカム評価	プロセス評価における取組により、取組期間終了後、実際に対象利用者の状態像の改善に繋がったか。	第7条第2項による要介護認定申請の結果の要介護度	取組開始日における要介護度と第7条第2項による要介護認定申請による結果を比較して、要介護度が1以上改善していること